

◎安全で安心な農産物生産を

安全な農作物を生産するため 放射性物質の影響を減らす対策を

県は、農作物への放射性物質の影響を防止し、消費者が安心できる安全な農産物を提供することを目的に「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」を作成しました。これから、農繁期に入ります。内容を確認して放射性物質の影響を減らす対策に取り組みましょう。

【生産管理マニュアルの概要】

■農作物及び土壌の放射性物質調査結果

県農業研究センターが平成23年11月～24年1月に実施した、放射性物質に係る測定調査（点数369点）では、県内の農地土壌から、放射性セシウムが検出されています。水稲、畑作物、野菜、果樹では、放射性セシウムが不検出あるいは定量限界（1キロ当たり50㍻）以下となっており、土壌から作物への移行は極めて少ないとの結果が出ています。

■生産管理対策の概要

調査結果から、本年の農業生産においては、農作物の放射性セシウム濃度はさらに低下するものと考えられます。放射性物質の吸収や外部付着などのリスクをできるだけ低減させるため、生産管理技術の基本を守りながら、次のポイントに注意しましょう。

①土壌からの吸収リスク低減対策

草地更新、深耕などによる適切な土壌改良と施肥管理、収穫物への土壌の付着防止対策を行う

②資材などからの持ち込みリスク低減対策

放射性物質濃度が暫定許容値以下の生産資材の使用を徹底する

■農作物ごとの生産管理対策

農作物ごとの具体的な対策の内容は、農業協同組合などで定期的に開催する技術指導会などの場を通じて、農業者の皆さんへ適切な生産管理技術を伝えていきます。このマニュアルは状況に応じて、今後も内容を随時更新し、公表していく予定です。

マニュアルは、県のホームページからご覧いただけます。

■アドレス＝[URL] <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=37148>

■問い合わせ先＝県農業普及技術課（☎019-629-5652）



薪・木炭などの灰は食品の加工や調理へ使用の自粛を

放射性物質を含む薪などを燃焼した際に生じた灰を用いて加工した食品から、放射性セシウムが検出された事例が報告されています。

安全安心な食品の供給を確保するため、薪・木炭などの燃焼により生じる灰の食品への加工・調理への使用（製麺、あく抜き、凝固剤など）をしないようにしてください。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、薪・木炭などについては、放射性物質濃度の当面の指標値は次のとおり定められています。

■指標値①薪：1キロ当たり40㍻以下
②木炭：1キロ当たり280㍻以下

■問い合わせ先 県林業振興課 興担当（☎019-629-15770）

◎市内で測定した放射線量を分かりやすく

「放射線量測定マップ」の運用を開始します

市は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散から、市民の皆さんの健康と安全を守るため、放射線量の測定を行なっています。測定結果は、市ホームページで確認できるほか、市役所や地区センターなどに掲示しています。これまでは、測定したデータのみ掲載でしたが、市ホームページ上に地図システムでの提供を開始します。

■問い合わせ先＝本庁生活環境課環境係（内線213）・各総合支所市民環境課

このシステムは、市が測定を行った放射線量を自宅のパソコンから地図で確認できるものです。また、市が市民団体に放射線測定器の貸し出しを行った際に提供を受けた情報も掲載します。なお、今後も市で行う放射線量の測定結果については、これまで同様に市役所、地区センターなどに掲示します。

■運用開始日＝平成24年3月15日（日）

■運用方法＝地図システムは市ホームページ上に掲載します。なお、各総合支所や地区センターなどでも、お住まいの地域などの情報（測定結果）を提供します。必要に応じて、ご相談下さい。

■公開する測定結果＝①市が測定を行なっている定点観測地点10カ所、補完観測地点9カ所 ②市内の公共施設 ③市が放射線測定器を貸し出した、市民団体から提供を受けた情報（②③の情報については順次公開します）

■掲載方法＝測定を行った地点の最新の情報のみを地図上に表示します。地図に表示されない、過去の測定結果は、市ホームページから確認できますのでそちらをご覧ください

■その他＝文部科学省では、空間放射線量やセシウム134・137の測定を行った情報をインターネット上の

地図で公開しています。

■アドレス＝[URL] <http://ramap.jaea.go.jp/map/>

※スマートフォンからも接続可能

放射線量測定マップイメージ



※地図上には、測定地点を示すマークが表示されます。場所によっては測定地点が多くなり、マークが密集することがあります。これは、放射線量が高い地域を表すものではありません

放射線測定器を個人と事業所へ貸し出しを開始

市は、空間線量の測定を希望する個人や事業所に、次のとおり放射線測定器を貸し出します。

□開始日

平成24年3月8日（日）

□貸出期間

1日以内（平日の午前8時半～午後5時15分）

□貸出方法

①借り受けを希望する2日前から予約を受け付け

②居住地の総合支所の生活環境課担当課へ電話予約をする（1回の申請につき1台）

③借用日は、申請者本人が来庁。身分証明書を提示のうえ借り受ける

※市民団体を優先に貸し出します。個人で、希望日に借りられない場合があります。ご了承ください。自治会町内会などへの貸し出し方法は変更ありません

■問い合わせ先 本庁生活環境課環境係（内線213）、各総合支所市民環境課